

オンライン資格確認 経過措置の猶予届出提出方法

1. オンライン資格確認の導入の猶予届出

1-1

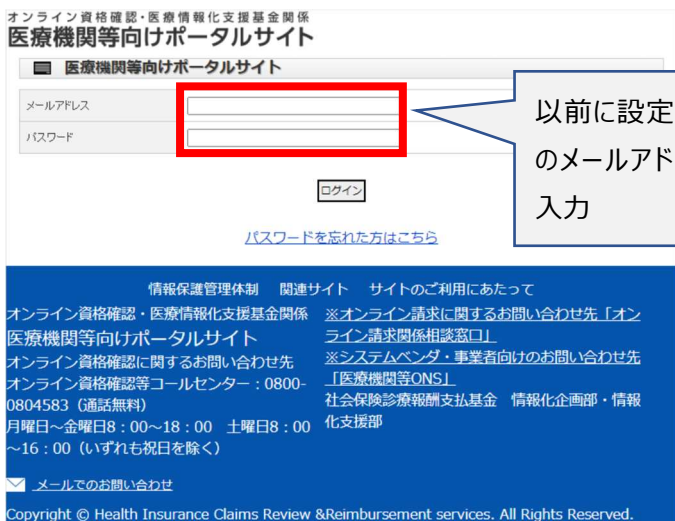
医療機関等向けポータルサイトに登録したメールアドレスとパスワードを入力し、ログインする。

【<https://shinsei.iryohokenjyoho-portalsite.jp>】

医療機関等向けポータルサイトトップページの

「既にアカウントをお持ちの方はログイン」からログインしてください。

※猶予届出には、医療機関等向けポータルサイトのアカウント登録が必要です。



1-2

ログイン後、マイページから「オンライン資格確認導入の猶予届出」をクリックしてください



猶予類型を選択し、選択した猶予類型に応じた必要事項を入力してください。

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
医療機関等向けポータルサイト

■ オンライン資格確認導入の猶予届出

オンライン資格確認導入の猶予類型

○ オンライン資格確認の導入の原則義務付けについて、令和5年3月31日未時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、本フォームにより経過措置の届出（猶予届出）を行うことができます。

○ 該当するオンライン資格確認導入の猶予類型を選択の上、猶予類型ごとに必要な事項の入力と資料の添付を行ってください。

○ 経過措置・猶予届出に係る詳細については、[オンライン資格確認の原則義務化に関する特設ページ（クリック）](#)をご確認ください。

やむを得ない事情があるものとして、オンライン資格確認導入の猶予類型（以下の第1号から第6号まで）のうち該当するもののいずれかにチェックし、チェックされた猶予類型に該当する項目（第1号～第6号）を入力してください。（チェックされた猶予類型以外の項目（第1号～第6号）は入力できません。）

猶予類型 **必須**

第1号: 令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局(システム整備中)

第2号: オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局(ネットワーク環境事情)

第3号: 訪問診療のみを実施する保険医療機関

第4号: 改装工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局

第5号: 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局

第6号: その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局

弊社での導入支援準備が間に合わず（PC/ルータ機器不足等）3月末までの導入・設置が間に合わない医院様は、第1号を選択してください。

選択した猶予類型に応じて、必要事項を入力します。

猶予類型で第1号を選択した場合、「第1号(システム整備中)を選択した場合」の必要項目を入力してください。その他の項目は入力不要です。

第1号(システム整備中)を選択した場合

以下の入力をした上、契約書・注文書の写しなどシステム事業者と契約（令和5年2月28日までに締結されたものに限る）したことが確認できる書類を添付する必要があります。（本フォームの下部よりアップロードすることが可能です。）

システム事業者との契約日(年) **必須** 入力可能期間 速くと2023年2月28日まで

(月) **必須**

(日) **必須**

作業完了見込み時期【2023年】 **必須** 入力可能期間 速くと2023年9月末

(月) **必須**

第2号(ネットワーク環境事情)を選択した場合

光回線（IP-VPN接続方式）のネットワークが整備され、期間もない（6か月以内）場合には、「2.整備された」を選択した上で、光回線のネットワークが整備された時期を記入してください。

光回線のネットワークの整備状況 **必須**

1 整備されていない

2 整備された

整備された時期(年) **必須** ※2 整備された

第3号(訪問診療のみを実施する保険医療機関・薬局)を選択した場合

訪問診療のみを実施する保険医療機関・薬局である **必須** はい

第4号(改装工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局)を選択した場合

工事又は臨時施設開始日(年) **必須**

(月) **必須**

(日) **必須**

工事又は臨時施設終了予定日(年) **必須** ※工事の場合、工事終了による診療・開院開始日を入力してください。

(月) **必須**

(日) **必須**

第5号(廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局)を選択した場合

廃止又は休止予定日(年) **必須** 入力可能期間 速くと2024年秋

(月) **必須**

(日) **必須**

■ システム事業者との契約日について

弊社のオンライン資格確認は、弊社ホームページ上の特設サイトからのお申込を賜っておりますので、契約日はそのお申込日とさせて頂いております。お申込日の確認方法として、添付の「注文請書」の発行日を申込日と同じ日を記載させて頂いておりますので、システム事業者との契約日欄には、「注文請書の発行日」をご記入下さい。

■ 作業完了見込み時期【2023年】について

設置作業が行える時期は、PC/ルータなどの機器の手配と合わせて、医院様での事前準備（利用申請と電子証明書の発行手続き、設置前の院内環境調査）が完了してからとなります。したがって日程は前後するかもしれませんが、「2023年6月」をご入力ください。

添付書類をアップロードする

第6号（その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局）を選択した場合

ア 自然災害等により継続的に導入が困難である場合
 イ 高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合（目安：2023年4月時点で実働の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下）→下記(1)に入力してください
 ウ その他導入義務の例外措置（院内等の電子化が進んでいない状況）又は第1号～第5号と同様である特に困難な事情がある場合→下記(2)に入力してください

※なお、特に「イ」又は「ウ」と記入して届出を行った場合には、経過措置の対象となるかについて個別の判断を要するため、確認の後、保険医療機関・薬局に経過措置の対象とならない旨の連絡をする場合があることについて留意してください。

(1)上記イを選択した場合

実働の医師等のうち最も若い者の2023年4月時点の年齢(歳)

特に困難な事情(上記の年齢が70歳以上である場合は記載不要です。)

※月平均レセプト件数が50件以下であることについては、地方単立(実)局において、令和3年12月から令和4年1月までにNDBに取り込まれた請求実績を基に確認することとしており、記載不要です。

(2)上記ウを選択した場合

特に困難な事情の具体的な内容

※例えば、第1号～第5号又は第6号のアイの条件を満たす項目と同様である事項を複数記入している場合(「実働の医師等が65～69歳でレセプト件数が月平均50件を若干超える」かつ「令和7年以内に閉院を予定している」といった場合等)は、個別判断がされ、経過措置の対象となる場合があります。

複数医療機関コードをお持ちの場合

医科歯科併設医療機関で、複数の保険機関コード（医療機関コード）を有する場合、本アカウントで登録している保険機関（医療機関コード）以外の保険機関コードを記入してください。
 ※保険機関コードとしては、先頭から順に該当の都道府県番号（2桁）、点数表番号（1桁）、医療機関（薬局）コード（7桁）を記入してください。

【都道府県番号】
 01北海道、02青森、03岩手、04宮城、05秋田、06山形、07福島、08茨城、09栃木、10群馬、11埼玉、12千葉、13東京、14神奈川、15新潟、16富山、17石川、18福井、19山梨、20長野、21岐阜、22静岡、23愛知、24三重、25滋賀、26京都、27大阪、28兵庫、29奈良、30和歌山、31鳥取、32島根、33岡山、34広島、35山口、36徳島、37香川、38愛媛、39高知、40福岡、41佐賀、42長崎、43熊本、44大分、45宮崎、46鹿児島、47沖縄

【点数表番号】
 1医科、3歯科

保険機関コード

備考

添付資料

下記の場合には、添付書類をアップロードしてください。
 (添付資料はZipもしくはPDFでまとめてからアップロードしてください。)

第1号を選択した場合：契約書・注文書の写しなど、システム事業者と契約したことが確認できる書類
 第6号を選択した場合：困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類（の写し）

ここにファイルをドラッグ＆ドロップしてください。

添付書類のアップロード

ファイルが選択されていません

ZIPもしくはPDFでまとめてからアップロードしてください。

猶予類型として、第1号を選択した場合、弊社と契約したことが確認出来る書類（契約書・注文書の写し）を添付し、こちらからアップロードする必要があります。弊社では、**契約書・注文書の代わりに注文請書を発行させて頂いております**ので、本書面に添付させていただきました「**注文請書**」をアップロード用にご利用ください。

医療機関等向けポータルサイトフォームでの届出が困難な場合

医療機関等向けポータルサイトでの届出が困難な場合、郵送での届出が可能です。

1. 猶予届出書の様式は下部よりダウンロードしてください。
 (厚生労働省 HP:
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html#onsk_gimuka)
2. 必要事項をすべて記載してください。(必要に応じて添付書類もご用意ください)
3. 社会保険診療報酬支払基金へ猶予届出書(紙媒体)を郵送してください。
 (送付先)
 〒105-0004
 東京都港区新橋2丁目1番3号
 社会保険診療報酬支払基金 医療情報化支援助成課 行
 ※郵送の際、封筒の表面には、赤字で「猶予届出書在中」と記載してください。